

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十九号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「起業家支援室又は」及び「（以下「起業家支援室等」という。）」を削る。

第四条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「を利用する者の資格」を「の利用資格」に、「新聞等県民が」を「県民に」に改める。

第五条を次のように改める。

（研究室の利用資格を有する者）

第五条 研究室の利用資格を有する者は、法人、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校教員又は学生その他知事が適当と認める者であつて、研究開発を行い、かつ、県内で創業しようとし、又は事業を営んでいるものとする。

第六条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条第一項中「起業家支援室の利用の許可の期間は、三年以内の期間とし、」を削り、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「起業家支援室については、利用開始日」を「利用の許可の期間の初日」に、「五年」を「六年」に改め、「研究室については、利用開始日から引き続き四年を超えない範囲内において、それぞれ」を削る。

第八条及び第九条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同項第一号中「給水せん」を「給水栓」に改め、同条第二項中「起業家支援室の共同利用施設」を「研究室の利用者の共同利用施設」に、「起業家支援室の利用の許可を受けた者」を「研究室の利用者」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十二条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「製造業等に属する事業以外の事業のため」を「利用の許可を受けた用途以外の用途」に改める。

第十三条の見出しを「（研究室の模様替等の禁止）」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十四条（見出しを含む。）中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

別表第一起業家支援室の項を削り、同表研究室の項を次のように改める。

研究室	研究室一から研究室四まで	一室一月	二九、九五〇円
	研究室五及び研究室六	一室一月	三〇、九〇〇円
	研究室七及び研究室九	一室一月	三九、三八〇円
	研究室八	一月	四〇、九五〇円
	研究室十から研究室十五まで	一室一月	四四、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第二項の規定による利用の許可、第六条第二項の規定による利用の許可の期間の延長及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の例により行うことができる。

（起業家支援室の利用に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正前の徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第三条第二項の規定による利用の許可を受けて起業家支援室を利用している者の利用の許可は、改正後の条例の規定によりされた当該起業家支援室に相当する研究室の利用の許可とみなす。

（研究室の利用に関する経過措置）

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第三条第二項の規定による利用の許可を受けて研究室を利用している者に係る当該利用の許可の期間の初日から引き

続き三年を超えない範囲内における当該利用の許可の期間の延長は、改正後の条例第六条第二項の規定にかかわらず、知事の認定を受けることを要しない。